

介護予防訪問入浴介護重要事項説明書

＜令和8年9月1日＞

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 0920-54-2429（午前8時45分～午後5時30分まで）

担当 阿比留 洋五

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 対馬市社会福祉協議会 下地区訪問入浴介護事業所の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

事業所名	対馬市社会福祉協議会 下地区訪問入浴介護事業所
所在地	対馬市美津島町雞知乙1168番地1
介護保険指定番号	介護予防訪問入浴介護（長崎県 4272000029号）
サービスを提供する地域	対馬市内の区域

（2）同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事	1名		事業の管理業務	1名
サービス提供責任者	看護師	名	1名	サービス提供調整	1名
事務職員		1名（1名）		事業の関連事務	1名（1名）
従事者	看護師	名	1名	サービスの提供	1名
	准看護師	名		サービスの提供	
	介護福祉士	名	3名	サービスの提供	3名
	2級修了者	名	1名	サービスの提供	1名
	介護職員初任者研修修了	名	1名	サービスの提供	1名
	実務経験者		3名（3名）	サービスの提供 オペレーター	3名（3名）

（ ）内は男性

（3）営業時間

月曜日から金曜日まで	午前8時45分～午後5時30分
土・日・祝祭日・12/29～1/3迄休業	

（4）サービスの提供時間帯

月曜日から金曜日まで	午前8時45分～午後5時30分
土・日・祝祭日・12/29～1/3迄休業	

（5）サービス内容

- ①入浴介助
- ②清拭又は部分浴
- ③介護相談等

3. 利用料金

- (1) 厚生労働大臣が定める基準により、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じて行ないます。

ただし、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は全額自己負担となります。

[料金表—基本料金—]

サービス 内 容	看護職員 1 人及び 介護職員 2 人の場合		介護職員 3 名の場合	
	基本料金	自己負担	基本料金	自己負担
全 身 浴	1 回あたり 8, 5 6 0 円	1 割負担 856 円×回数	1 回あたり 8, 1 3 2 円	1 割負担 813 円×回数
		2 割負担 1,721 円×回数		2 割負担 1,626 円×回数
		3 割負担 2,568 円×回数		3 割負担 2,439 円×回数
清 拭 又は 部 分 浴	1 回あたり 7, 7 0 4 円	1 割負担 770 円×回数	1 回あたり 7, 3 1 8 円	1 割負担 731 円×回数
		2 割負担 1,540 円×回数		2 割負担 1,462 円×回数
		3 割負担 2,310 円×回数		3 割負担 2,193 円×回数

※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の介護予防サービス計画（予防ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※ 対馬地域「離島」は、15%の加算となります。

※ 初回加算が該当の場合は加算となります。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合でもキャンセル料は無料です。

(3) その他

① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、電気、ガス等の費用は、お客様のご負担になります。

② 料金のお支払い方法

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、月末日以内にお支払いください。

現金でお支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払い方法は、口座引落、銀行振込、現金集金の3通りの中からご契約の際に選べます。

4. サービスの利用方法

- (1) まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いします。

介護予防訪問入浴介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に地域包括支援センター及び介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの利用に当たっての留意事項

① アルコール類等の飲酒は絶対に慎むこと。

② 食事についても空腹や満腹は避けること。

③ 血圧や脈拍について平常時と異なる場合は避けること。

(3) サービスの終了

- ① お客様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は、文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5. 当社の介護予防訪問入浴介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

指定訪問入浴介護事業所運営規程第2条により、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行なうことによって、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図る。

(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

(3) 本事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、保険者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

6. 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための規程を整備し、研修を定期的を実施します。

7. 感染症等の防止のための措置

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症等の予防に努めます。発生時の対応については規程を整備し、研修及び訓練を行います。

8. 身体拘束等の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由について記録します。

9. ハラスメント対策

事業所は、職員の安全確保及び適切なサービス提供の継続のため、ハラスメントの防止に取り組みます。利用者又はその家族等が、事業所の職員に対して行う暴言、暴力、威圧的言動、過度な要求、長時間の拘束、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメント等の行為については、不適切な行為とします。

これらの行為が認められた場合には、次の対応を行うことがあります。

- (1) 当該行為の中止及び是正
- (2) サービス提供方法の変更又は提供時間の短縮
- (3) サービス提供の一時中断
- (4) 関係機関との連携による対応

上記対応を行っても改善が見られない場合又は職員の安全確保が困難であると判断した場合には、サービス提供の制限又は契約の解除を行うことがあります。なお、その際は利用者の不利益とならないよう、関係機関と連携し必要な支援の継続に配慮します。

10. 事業継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、当該事業継続計画に従って必要な措置を講じます。事業所内で、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続の変更を行います。

11. 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に利用者の病状に急変あった場合は、速やかに消防署、主治医等に連絡を取り早急な対応を図ります。

なお、親族、サービス事業者等にも早急に連絡をいたします。

12. サービス内容に関する相談・苦情処理の体制・手順

当事業所は、利用者の相談・苦情に対する窓口を設置し、介護予防訪問入浴介護に関する利用者の要望、苦情に対して迅速に対応いたします。苦情受付担当者は、苦情の内容、苦情申出人の希望等、第三者委員の報告の要否、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いに対する第三者の助言・立会いの要否について確認し、苦情解決責任者に報告します。第三者委員の立会いのもと協議を行う必要がある場合は、苦情内容の確認、解決案の調整や助言、協議の結果や改善事項等の書面での記録を行います。

①当事業所お客様相談、苦情担当

苦情受付担当

下地区訪問入浴介護事業所 サービス提供責任者 小宮 早苗 0920-54-2429

苦情解決責任者

対馬市社会福祉協議会美津島支所 支所長 阿比留 洋五 0920-54-2429

②行政機関その他の苦情受付機関

当事業所以外に、区市町村の相談、苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

対馬市地域包括支援センター

電話 0920-58-1118

対馬市保健部長寿介護課	電話	0920-58-1118
長崎県国民健康保険団体連合会	電話	095-826-7291
長崎県社会福祉協議会運営適正化委員会	電話	095-846-8600

13. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会 長 多 田 満 國
本社所在地	長崎県対馬市豊玉町仁位94番地5
電話番号	0920-58-1432
営業所数等	居宅介護支援 3ヵ所
	訪問介護 2ヵ所
	通所介護 1ヵ所
	訪問入浴介護 1ヵ所

14. その他

令和 年 月 日

介護予防訪問入浴介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地	対馬市豊玉町仁位94番地5
名 称	社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会
	会 長 多 田 満 國 印

説明者	対馬市社会福祉協議会 下地区訪問入浴介護事業所
	氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防訪問入浴介護について重要事項の説明を受け、その内容について同意し、交付を受けました。

利用者	住 所
	氏 名 印

(代理人)	住 所
	氏 名 印